

在宅重度心身障害児福祉手当のご案内

在宅の障がい児を介護する家庭の経済的援助を図るために、20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に手当を支給する制度です。

▶対象

心身に重度の障がいを有する在宅の20歳未満の障がい児を養育している保護者

＜支給対象になる障がいの程度＞

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級または4級に該当する身体機能のうち、下肢に障がいを有するもの
- ・療育手帳 ④、A、B に該当するもの

※手帳を所持していなくても、該当になる場合があります。

※以下の場合には該当になりません。

- ・障がい児が施設に入所しているとき
- ・障害児福祉手当を受給しているとき
- ・保護者の前年度の所得が一定以上の場合

▶手当の内容

- ・手当額 月額3,000円
- ・支給月 3月、9月の年に2回

【申請・問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

令和8年度

国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

令和8年度の国民年金の保険料(定額)は、月額17,920円です。

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などを受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、個人の所得に応じて、保険料の免除または猶予の申請をすることができます。

令和8年度（令和8年7月分～令和9年6月分）の免除・納付猶予申請は、7月1日から受け付けしています。

- ▶申請に必要なもの
- ・基礎年金番号の分かるもの
 - ・来庁いただく方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

《退職（失業）による特例（退職した人本人のみの所得をゼロと見なす特例）》

退職日の翌日（喪失日）が属する年の翌々年の6月分までの免除申請に適用されます。

- ▶失業特例の申請に必要なもの
- ・基礎年金番号のわかるもの
 - ・来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
 - ・雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証 等

【マイナンバーカードをお持ちの方へ】

マイナポータルから保険料免除申請等、国民年金手続きの電子申請ができます。

※初めてマイナポータルを利用される方は、マイナポータルのログイン画面の「登録・ログイン」から「利用登録」を行ってください。



マイナポータルはこちら
<https://myna.go.jp>

【問合せ先】 水戸南年金事務所
茨城町保険課 医療年金グループ

☎ 029-227-3278
☎ 029-240-7113（直通）

令和8年度

特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当のご案内

特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給されます。

○手帳等による等級の目安

1級（重度）

▶手当額 58,450円／月

▶対象

- ・身体障害者手帳がおおむね1、2級（内部疾患は例外があります）
- ・療育手帳が④、A
- ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

2級（中度）

▶手当額 38,930円／月

▶対象

- ・身体障害者手帳がおおむね3級（内部疾患は例外があります）
- ・療育手帳がおおむねB
- ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級



○支給方法

年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。

※次のいずれかに該当する場合には支給されません。

- ・受給資格者および扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合
- ・児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ・児童が障がいによる公的年金を受けられるとき
- ・児童が児童福祉施設に入所しているとき（親子入所を除く）

特別障害者手当

身体または知的、精神の障がい著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

▶手当額 30,450円／月

▶支給方法

年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※次のいずれかに該当する場合には支給されません。

- ・受給資格者および扶養義務者の前年度の所得が一定額以上の場合
- ・福祉施設等へ入所しているとき
- ・病院等に3か月を超えて入院しているとき

障害児福祉手当

身体または知的、精神の障がい著しく重度であるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。

▶手当額 16,560円／月

▶支給方法

年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ・受給資格者および扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合
- ・福祉施設等へ入所しているとき

所得状況届、現況届の提出について

手当の支給要件を確認するために、特別児童扶養手当を受給している方は、所得状況届の提出が必要になります。また、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方は現況届の提出が必要となります。

対象者には通知を送付しますので、毎年8月12日～9月11日の期間中に手続きをお願いします。

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）